

山形県立保健医療大学学則

	平成21年4月1日
改正	学則 第1号
改正	平成24年3月14日
	学則 第1号
改正	平成24年9月12日
	学則 第3号
改正	平成26年9月17日
	学則 第1号
改正	平成27年2月20日
	学則 第1号
改正	平成27年2月26日
	学則 第2号
改正	平成28年4月1日
	学則 第2号
改正	平成29年3月27日
	学則 第1号
改正	平成29年11月6日
	学則 第3号
改正	令和2年2月27日
	学則 第1号
改正	令和3年3月17日
	学則 第1号
改正	令和4年3月15日
	学則 第2号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限等（第3条—第5条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第6条—第8条）
- 第4章 入学（第9条—第19条）
- 第5章 教育課程、履修方法等（第20条—第28条）
- 第6章 卒業及び学位（第29条・第30条）
- 第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第31条—第36条）
- 第8章 賞罰（第37条・第38条）
- 第9章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生（第39条—第42条）
- 第10章 公開講座（第43条）
- 第11章 授業料等の徴収（第44条）
- 第12章 職員組織及び教授会等（第45条—第47条）
- 第13章 名誉教授及び客員教授（第48条・第49条）
- 第14章 事務局及び図書館（第50条・第51条）

第15章 厚生施設（第52条）

第16章 委任（第53条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 山形県立保健医療大学（以下「本学」という。）は、幅広い教養と豊かな知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育、研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動の状況その他必要な事項について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限等

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学に保健医療学部を置く。

2 保健医療学部に置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	編入学定員	収容定員
看護学科	63人	4人	260人
理学療法学科	20人	—	80人
作業療法学科	20人	—	80人
計	103人	4人	420人

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(修業年限等)

第5条 本学の修業年限は、4年とする。

2 本学において学生が在学することができる年数（以下「在学年限」という。）は、8年とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

2 学長は前項の規定にかかわらず、前期及び後期の期間を変更することができる。

(休業日)

第8条 本学における授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 学長が別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業
- 2 学長は前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第4章 入学

(入学の時期)

第9条 本学の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号に規定する者

(入学志願の手続)

第11条 本学に入学を志願する者は、入学志願書に学長が別に定める書類及び入学考査料を添えて、学長が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第12条 前条の入学志願書を提出した者については、学長が別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、学長が指定する期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続を完了した者に対して入学を許可する。

(誓約書の提出)

第14条 入学を許可された者は、誓約書に学長が別に定める書類を添えて、学長が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(転科)

第15条 他学科への転科は、認めない。

(編入学)

第16条 編入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 保健師助産師看護師法第21条第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者（第10条に規定する者に限る。）
- (3) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であり、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条に規定する者に限る。)

2 編入させる学年は、第3学年とする。

3 編入学をした者の在学すべき年数は、2年とし、在学年限は、4年とする。

4 第11条から第14条までの規定は、編入学の志願手続、志願者の選考及び入学手続について準用する。

5 編入学をした者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、別に定める。

(転入学)

第17条 学長は、他の大学に現に在学する者で本学に転入学を志望するものがあるときは、学生定員に

欠員がある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第18条 学長は、本学を中途で退学した者（懲戒により退学となった者を除く。）又は除籍となった者で退学又は除籍後に再び同一の学科に入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学者等の入学の時期等)

第19条 転入学又は再入学をする者の入学の時期は、第9条の規定にかかわらず、後期の初めとすることができる。

2 転入学又は再入学をした者既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限、在学年限その他転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程、履修方法等

(1年間の授業期間)

第20条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業科目)

第21条 本学において開設する授業科目は、総合基礎教育科目及び専門教育科目に区分するものとする。

2 専門教育科目的授業科目は、専門基礎科目及び専門科目に区分するものとする。

3 授業科目並びにその単位数及び必修、選択の別は、別表第1のとおりとする。

(授業の方法)

第21条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(履修の届出等)

第22条 学生は、当該学年において履修しようとする授業科目を、学長が指定する期日までに、学長に届け出て、その登録を受けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修した者には、当該授業科目を担当する教員が認定の上、所定の単位を与える。

2 前項に規定するもののほか、単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(学修の評価)

第24条 学修の評価は、A、B、C、D及びFをもって表し、A、B、C及びDを合格とする。

2 前項に規定するもののほか、学修の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(単位数の標準)

第25条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の標準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲をもって1単位とする。

(2) 実験、実習又は実技については、30時間から45時間までの範囲をもって1単位とする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学等との協議に基づき学生が当該他の大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を日本国内において履修する場合について準用する。

(短期大学又は高等専門学校の専攻科等における学修)

第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修又は大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項に規定するその他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（当該大学又は短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修するものとして履修し修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項の学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、又は本学における授業科目の履修とみなし与えることができる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 卒業及び学位

(卒業の認定)

第29条 学長は、本学に4年（編入学をした者にあっては2年、転入学及び再入学をした者にあっては第19条第2項の規定により別に定められた修業年限）以上在学し、所定の授業科目を履修し、学科の区分に応じて別表第2に掲げる単位数を修得した者に対して、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第21条の2第2項に規定する授業の方法で履修し修得した単位数は、60単位を超えないものとする。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第30条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に關し必要な事項は、別に定める。

第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第31条 疾病その他やむを得ない事情により引き続き2月以上にわたり修学することができない学生は、学長の許可を受けて休学することができる。この場合において、当該休学が疾病によるときは、医師の診断書を提出するものとする。

2 学長は、疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があると認め学長が許可した場合は、1年を限度として、休学の期間を延長することができる。

4 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。

5 休学の期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第32条 学生は、休学の期間が満了したとき又は休学の期間中であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(転学)

第33条 本学から他の大学等に転学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第29条第1項の在学の期間に含めることができる。

(退学)

第35条 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 学長は、次の各号のいずれかに該当した学生を、教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 第31条第3項又は第4項に規定する期間を超えて休学した者
- (3) 死亡し、又は行方不明となった者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第8章 賞罰

(表彰)

第37条 学長は、学生が表彰に値する行為を行ったときは、教授会の議を経て、その者を表彰することができる。

(罰則)

第38条 学長は、学生が本学の学則に違反し、又は本学の学生としてふさわしくない行為を行ったときは、教授会の議を経て、その者を懲戒することができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生 (研究生)

第39条 学長は、本学の学生以外の者で本学において特定の専門事項について研究しようとするものがあるときは、本学の教育又は研究に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第40条 学長は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修しようとするもの（次条第1項に規定する者を除く。）があるときは、当該授業科目の授業に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。この場合においては、第23条から第25条までの規定を準用する。

3 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第41条 学長は、一又は複数の授業科目を履修しようとする他の大学又は短期大学等の学生があるときは、当該大学又は短期大学等との協議に基づき、教授会の議を経て、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、特別聴講生について準用する。

(外国人留学生)

第42条 学長は、日本国内の大学等において教育を受ける目的をもって入国した外国人で本学に入學を志願するものがあるときは、選考の上、教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 公開講座 (公開講座)

第43条 本学に公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 授業料等の徴収 (授業料等の徴収)

第44条 本学における授業料、入学料及び入学考查料は、別に定める。

第12章 職員組織及び教授会等 (職員組織)

第45条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

- 2 本学に、必要に応じ、副学長を置く。
- 3 各学科に学科長を置き、当該学科の教授をもって充てる。
- 4 本学に学生部長を置き、本学の教授をもって充てる。
- 5 附属図書館に図書館長を置き、本学の教授をもって充てる。

(教授会)

第46条 本学に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長、教授及び事務局長をもって組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に准教授、専任の講師及び助教を加えることができる。
- 4 事務局長以外の事務職員は、学長の要請により、教授会の会議に出席し、発言することができる。
- 5 教授会は、必要があるときは、教授会の構成員以外の者に対して、教授会の会議に出席し、意見を陳述することを求めることができる。
- 6 教授会は、次の事項を審議する。
 - (1) 学生の入学、卒業及び賞罰に関すること。
 - (2) 学科課程、授業、試験及び単位の認定に関すること。
 - (3) 学生の厚生補導に関すること。
 - (4) その他本学の教育研究に関する重要事項に関すること。
- 7 前各項に規定するもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員会議)

第47条 本学における教育研究活動について協議するため、必要に応じ、教員会議を置くことができる。

- 2 教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 名誉教授及び客員教授

(名誉教授)

第48条 本学は、学長、教授、准教授又は講師として本学に多年勤務した者で、教育上又は学術上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

- 2 前項の規定による名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(特任教員)

第48条の2 本学に特任教員を置くことができる。

- 2 特任教員に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授)

第49条 本学に客員教授を置くことができる。

- 2 客員教授に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 事務局及び図書館

(事務局)

第50条 本学に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第51条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 厚生施設

(厚生施設)

第52条 本学に、保健室、学生相談室その他の必要な厚生施設を置く。

2 厚生施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 委任

(委任)

第53条 この学則の施行に関し、必要な事項は、知事の承認を得て、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において山形県立大学条例を廃止する条例（平成21年3月山形県条例第31号）による廃止前の山形県立大学条例（昭和39年3月山形県条例第39号）第1条に規定する山形県立保健医療大学（以下「旧大学」という。）に在学し、施行日以後において引き続き本学に在学する者に係る授業科目並びにその単位数及び必修・選択の別（以下「授業科目等」という。）については、旧大学の学則の例による。

3 施行日以後において本学に編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、その者の属する学年に在学する者の例による。

4 施行日から平成23年3月31日までの間、第45条に定めるもののほか、本学に主任教授を置き、本学の教授をもって充てる。

附 則（平成24年3月14日 学則第1号）

(施行期日)

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において山形県立保健医療大学に在学する者に係る授業科目並びにその単位数及び必修・選択の別（以下「授業科目等」という。）については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の学則の例による。

3 施行日以後において本学に編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、その者の属する学年に在学する者の例による。

附 則(平成24年9月12日 学則第3号)

(施行期日)

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度から平成27年度までの各年度における保健医療学部の学科の収容定員並びに収容定員

の合計については、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学科	平成25年度 収容定員	平成 26 年度 収容定員	平成27年度 収容定員
看護学科	217人	214人	217人
理学療法学科	90人	90人	90人
作業療法学科	90人	90人	90人
計	397人	394人	397人

附 則(平成26年9月17日 学則第1号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年度から平成29年度までの各年度における保健医療学部の学科の収容定員並びに収容定員の合計については、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学科	平成27年度 収容定員	平成 28 年度 収容定員	平成29年度 収容定員
看護学科	227人	240人	250人
理学療法学科	90人	90人	90人
作業療法学科	90人	90人	90人
計	407人	420人	430人

附 則 (平成27年2月20日 学則第1号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において山形県立保健医療大学に在学する者に係る授業科目並びにその単位数及び必修・選択の別（以下「授業科目等」という。）については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお、従前の学則の例による。

- 3 施行日以後において本学に編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、その者の属する学年に在学する者の例による。

附 則(平成27年2月26日 学則第2号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日 学則第2号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日 学則第1号)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第24条の規定は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成29年11月6日 学則第3号)

(施行期日)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年度における保健医療学部の学科の収容定員並びに収容定員の合計については、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学科	平成30年度 収容定員
看護学科	260人
理学療法学科	85人
作業療法学科	85人
計	430人

附 則（令和2年2月27日 学則第1号）

(施行期日)

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において山形県立保健医療大学に在学する者に係る授業科目並びにその単位数及び必修・選択の別（以下「授業科目等」という。）については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の学則の例による。ただし、この学則の施行に伴い廃止された授業科目等についてはこの限りではない。

3 施行日以後において本学に編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、その者の属する学年に在学する者の例による。ただし、この学則の施行に伴い廃止された授業科目等についてはこの限りではない。

附 則（令和3年3月17日 学則第1号）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日 学則第2号）

(施行期日)

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において山形県立保健医療大学に在学する者に係る授業科目並びにその単位数及び必修・選択の別（以下「授業科目等」という。）については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の学則の例による。ただし、この学則の施行に伴い廃止された授業科目等についてはこの限りではない。

3 施行日以後において本学に編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、その者の属する学年に在学する者の例による。ただし、この学則の施行に伴い廃止された授業科目等についてはこの限りではない。

別表第1

1 看護学科

(1) 総合基礎教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・選択の別
基礎演習	アカデミックリテラシー	1	必修
	情報科学・情報リテラシー	2	必修
	問題解決思考	2	選択
自然と人間	自然科学	2	必修
	自然科学演習	1	選択
	哲学	2	選択
	統計学	2	選択
	環境学	2	選択
社会と文化	社会学	2	選択
	政治学	2	選択
	経済学	2	選択
	文化人類学	2	選択
	宗教学	2	選択
	国際関係論	2	選択
	文学	2	選択
	スポーツ学	2	選択
語学	英語 I	1	選択
	英語 II	1	選択
	英語表現法 I	1	選択
	英語表現法 II	1	選択
	英語プレゼンテーション	1	選択
	医療英会話	1	選択
	韓国語	1	選択
	中国語	1	選択
学際	地元（やまがた）探究 I	1	必修
	地元（やまがた）探究 II	1	必修

(2) 専門教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・選択の別		
専門基礎科目	保健医療論	1	必修		
	生命医療倫理学	1	必修		
	心理学	2	選択		
	カウンセリング論	1	選択		
	人間発達学	2	選択		
	生体形態学	2	必修		
	生体機能学 I	2	必修		
	栄養代謝学	1	必修		
	臨床栄養学	1	必修		
	免疫と微生物	1	必修		
	薬理学	1	必修		
	臨床薬理学	1	必修		
	病理学	1	必修		
	成人老年疾病論 I	1	必修		
	成人老年疾病論 II	1	必修		
	成人老年疾病論 III	1	必修		
	生殖遺伝学	1	必修		
	基礎保健学	1	必修		
	保健統計学	2	必修		
	国際保健論	2	選択		
	チーム医療論	1	必修		
	高次脳機能障がい論	1	選択		
	精神障がい論	1	必修		
	小児疾病論	1	必修		
	社会福祉論	2	必修		
専門科目 科目群	看護の基盤	基礎看護学	看護学概論	2	必修
			基礎看護技術論 I (生活の援助技術)	3	必修
			基礎看護技術論 II (診療の援助技術)	2	必修
			看護倫理	1	必修
			看護理論	1	必修
			看護過程論	1	必修
			看護人間関係論	1	必修
			フィジカルアセスメント論	1	必修
			家族看護学	1	必修
			基礎看護学実習 I	1	必修
			基礎看護学実習 II	2	必修

性と成育の 看護科目群	小児看護学	小児看護学概論	1	必修
		小児看護方法論	2	必修
		小児看護学実習 I	1	必修
		小児看護学実習 II	1	必修
	母性看護学	母性看護学概論	1	必修
		妊娠分娩期看護方法論	1	必修
		産褥新生児期看護方法論	2	必修
		母性看護学実習	2	必修
	助产学	助産プロフェッショナリズム	1	必修
		リプロダクティブヘルスケア	1	必修
		周産期生活支援学	1	選択
		分娩期助産診断技術学	2	選択
		産褥期助産診断技術学	2	選択
		ハイリスク周産期	1	選択
		助産システム論	2	選択
		周産期生活支援実習	1	選択
		助産学実習	7	選択
病と加齢の 看護科目群	成人看護学	成人看護学概論	1	必修
		急性期看護方法論 I	1	必修
		急性期看護方法論 II	1	必修
		慢性看護方法論 I	1	必修
		慢性看護方法論 II	1	必修
		急性期看護学実習	3	必修
		慢性看護学実習	3	必修
	老年看護学	老年看護学概論	1	必修
		老年看護方法論	2	必修
		高齢者生活探究実習	1	必修
		老年看護学実習	2	必修
メンタルと コミュニティヘルスの 看護科目群	精神看護学	精神看護学概論	2	必修
		精神看護方法論 I	1	必修
		精神看護方法論 II	1	必修
		精神保健学実習	1	必修
		精神看護学実習	1	必修
	在宅看護学	在宅看護概論	1	必修
		在宅看護方法論 I	1	必修
		在宅看護方法論 II	1	必修
		訪問看護実習	1	必修
		地域包括支援実習	1	必修
	公衆衛生看 護学	公衆衛生看護学概論	1	必修
		保健医療福祉政策論	2	必修

		ケアシステム論 学校保健論 産業保健論 公衆衛生看護活動論 公衆衛生看護活動演習 ヘルスコミュニケーション論 コミュニティ活動展開論 公衆衛生看護管理論 地域看護診断実習 公衆衛生看護活動実習	1 1 1 2 2 1 2 1 1 2	必修 選択 選択 選択 選択 選択 選択 選択 選択 選択
看護の発展 科目群	発展看護	看護教育学 看護管理学 ライフサイクル看護連携論 災害看護・健康危機管理論 総合看護学実習 I 総合看護学実習 II 研究方法論 I 研究方法論 II 卒業研究	1 1 1 2 2 1 2 1 3	必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修
	看護特論	エンドオブライフケア論 国際看護論 母子保健医療システム論 英語論文読解 相互理解連携論 ジェネラリズム看護論 まちづくり看護論	1 1 2 1 1 1 2	選択 選択 選択 選択 選択 選択 選択

2 理学療法学科

(1) 総合基礎教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・選択の別
科学的思考の基盤	自然科学 自然科学演習 数学 統計学 情報科学・情報リテラシー 文章表現法	2 1 2 2 2 2	必修 必修 選択 必修 必修 選択
人間と生活	心理学 教育学 哲学 生命倫理学 スポーツ学	2 2 2 2 2	選択 選択 選択 選択 選択
社会の理解	経済学 社会学 政治学 人間関係・コミュニケーション論 国際関係論 文化人類学	2 2 2 2 2 2	選択 選択 選択 必修 選択 選択
語学	英語 I 英語 II 英語表現法 I 英語表現法 II 医療英会話 実践英語	1 1 1 1 1 1	選択 選択 選択 選択 選択 選択

(2) 専門教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・選択の別
専門基礎科目 人体の構造と機能 及び心身の発達	臨床心理学	2	必修
	人間発達学	2	必修
	生体形態学	2	必修
	生体機能学 I	2	必修
	生体機能学 II	1	必修
	生体形態学実習	2	必修
	生体機能学演習	1	必修
	栄養代謝学	1	必修
	病理学	2	選択
	免疫と微生物	1	選択
疾病と障がいの成り立ち及び回復過程の促進	薬理・臨床薬理学	2	必修
	成人老年疾病論 I	1	必修
	成人老年疾病論 II	1	必修
	救急医療学	1	必修
	高次脳機能障がい論	1	必修
	精神障がい論	1	必修
	運動器障がい論	2	必修
	発達障がい論	2	必修
	神経障がい論	2	必修
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	1	選択
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	2	必修
	国際保健論	2	選択
	チーム医療論	1	必修
	社会福祉論	2	必修
	基础理学療法学	2	必修
専門科目	理学療法学概論	2	必修
	運動学 I	2	必修
	運動学 II	2	必修
	運動学演習	1	必修
	運動療法学	2	必修
理学療法管理学	理学療法管理運営論	2	必修
	理学療法検査技術学 I	1	必修
	理学療法検査技術学 II	1	必修
	理学療法検査技術学演習	1	必修
	理学療法評価学 I	2	必修
	理学療法評価学 II	2	必修
	生体計測学演習	1	必修
理学療法治療学	筋骨格系理学療法学 I	2	必修

	筋骨格系理学療法学Ⅱ	1	必修
	筋骨格系理学療法学特別講義	1	選択
	神経系理学療法学Ⅰ	2	必修
	神経系理学療法学Ⅱ	1	必修
	神経系理学療法学特別講義	1	選択
	小児理学療法学Ⅰ	2	必修
	小児理学療法学Ⅱ	1	必修
	小児理学療法学特別講義	1	選択
	高齢期理学療法学	2	必修
	高齢期理学療法学特別講義	1	選択
	内科系理学療法学Ⅰ	2	必修
	内科系理学療法学Ⅱ	1	必修
	内科系理学療法学特別講義	1	選択
	理学療法技術学	1	選択
	物理療法学	2	必修
	義肢装具学	2	必修
地域理学療法学	生活支援系理学療法学Ⅰ	2	必修
	生活支援系理学療法学Ⅱ	1	必修
	地域リハビリテーション学	1	必修
	地域理学療法学	1	必修
理学療法の研究	理学療法研究法	1	必修
	理学療法研究法演習	1	必修
	理学療法卒業研究	2	必修
臨床実習	臨床実習Ⅰ	1	必修
	臨床特論	1	必修
	臨床実習Ⅱ	4	必修
	臨床実習Ⅲ	8	必修
	臨床実習Ⅳ	8	必修
	臨床実習Ⅴ	1	必修

3 作業療法学科

(1) 総合基礎教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・選択の別
科学的思考の基盤	自然科学	2	選択
	自然科学演習	1	選択
	統計学	2	必修
	情報科学・情報リテラシー	2	必修
	文章表現法	2	選択
人間と生活	心理学	2	選択
	教育学	2	選択
	哲学	2	選択
	生命倫理学	2	必修
	スポーツ学	2	選択
社会の理解	経済学	2	選択
	社会学	2	選択
	人間関係・コミュニケーション論	2	必修
	国際関係論	2	選択
	文化人類学	2	選択
語学	英語 I	1	選択
	英語 II	1	選択
	英語表現法 I	1	選択
	英語表現法 II	1	選択
	医療英会話	1	選択
	実践英語	1	選択

(2) 専門教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・選択の別
専門基礎科目 人体の構造と機能 及び心身の発達	臨床心理学	2	必修
	人間発達学	2	必修
	生体形態学	2	必修
	生体機能学 I	2	必修
	生体機能学 II	1	必修
	生体形態学実習	2	必修
	生体機能学演習	1	必修
	栄養代謝学	1	必修
	病理学	2	選択
	免疫と微生物	1	選択
疾病と障がいの成り立ち及び回復過程の促進	薬理・臨床薬理学	2	必修
	成人老年疾病論 I	1	必修
	成人老年疾病論 II	1	必修
	救急医療学	1	必修
	高次脳機能障がい論	1	必修
	精神障がい論	1	必修
	運動器障がい論	2	必修
	発達障がい論	2	必修
	神経障がい論	2	必修
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	保健医療論	1	選択
	リハビリテーション概論	2	必修
	国際保健論	2	選択
	チーム医療論	1	必修
	社会福祉論	2	必修
専門科目 基礎作業療法学	作業療法学概論	2	必修
	作業療法国際比較論	1	必修
	基礎作業学	1	必修
	基礎作業学実習	1	必修
	運動学 I	2	必修
	運動学 II	2	必修
	体表解剖学	1	選択
作業療法管理学	作業療法管理学	2	必修
作業療法評価学	作業療法評価学概論	1	必修
	作業療法評価学演習 I	2	必修
	作業療法評価学演習 II	1	必修
	作業療法評価学演習 III	1	必修
	作業療法評価学実習	1	必修

作業療法治療学	小児期作業療法学	1	必修
	小児期作業療法学演習	2	必修
	小児期作業療法学実習	2	必修
	身体機能作業療法学	1	必修
	身体機能作業療法学演習	2	必修
	身体機能作業療法学実習	2	必修
	精神機能作業療法学	1	必修
	精神機能作業療法学演習	2	必修
	精神機能作業療法学実習	2	必修
	内部障がい作業療法学	1	必修
	認知機能作業療法学	2	選択
	高齢期作業療法学	1	必修
	高齢期作業療法学演習	2	必修
	高齢期作業療法学実習	2	必修
	日常生活活動学	2	必修
地域作業療法学	地域作業療法学概論	1	必修
	地域作業療法学 I	2	必修
	地域作業療法学 II	2	必修
作業療法の発展	福祉用具・住環境整備学	2	選択
	職業関連活動学	1	選択
	作業療法研究法	1	選択
	卒業研究	2	必修
臨床実習ゼミナール	見学実習特論	1	必修
	総合実習 I 特論	1	必修
	総合実習 II 特論	1	必修
	総合実習 III 特論	1	必修
臨床実習	見学実習	1	必修
	総合実習 I	8	必修
	総合実習 II	8	必修
	総合実習 III	8	必修

別表第2

1 看護学科

区分	単位	
	保健師選択	助産師選択
総合基礎教育科目	基礎演習	3 単位
	自然と人間	4 単位
	社会と文化	6 単位
	語学	5 単位
	学際	2 単位
	上記に算入するもののほかすべての選択科目から	3 単位
	計	23単位
専門教育科目	専門基礎科目	25単位
	専門科目	93単位
合計		141単位

2 理学療法学科

区分	単位		
総合基礎教育科目	科学的思考の基盤	9 単位	
	人間と生活	6 単位	
	社会の理解	4 単位	
	語学	4 単位	
	計	23単位	
専門教育科目	専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	13単位
		疾病と障がいの成り立ち及び回復過程の促進	14単位
		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	5 単位
		計	32単位
	専門科目	基礎理学療法学	9 単位
		理学療法管理学	2 单位
		理学療法評価学	8 单位
		理学療法治療学	24単位
		地域理学療法学	5 单位
		理学療法の研究	4 单位
		臨床実習	23単位
		計	75単位
合計		130単位	

3 作業療法学科

区分		単位	
総合基礎教育科目	科学的思考の基盤	6 単位	
	人間と生活	6 単位	
	社会の理解	6 単位	
	語学	4 単位	
	計	22単位	
専門教育科目	専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	13単位
		疾病と障がいの成り立ち及び回復過程の促進	14単位
		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	5 単位
		計	32単位
	専門科目	基礎作業療法学	9 単位
		作業療法管理学	2 単位
		作業療法評価学	6 単位
		作業療法治療学	23単位
		地域作業療法学	5 单位
		作業療法の発展	2 単位
		臨床実習ゼミナール	4 単位
		臨床実習	25単位
合計		130単位	